

環状七号線地下広域調節池工事報告会

東京都第三建設事務所

1

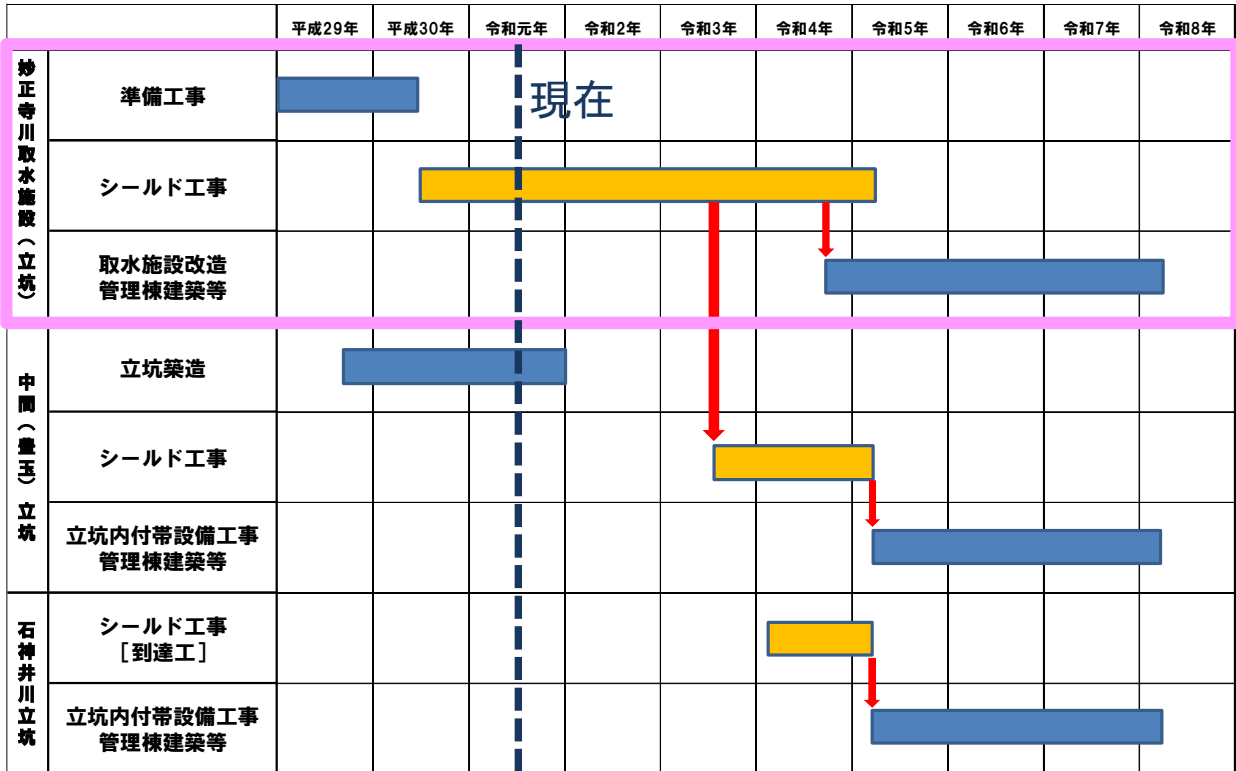
説明の内容

1. 環状七号線地下広域調節池の概要
2. 工事進捗状況及び作業計画の変更について
3. 家屋調査について

2

事業の全体スケジュール（予定）

※今後変更になる可能性があります。



3

2. 環状七号線地下広域調節池の工事について

4

工事施工状況



作業基地(現況)



立坑内(施工前)



立坑内(現況)

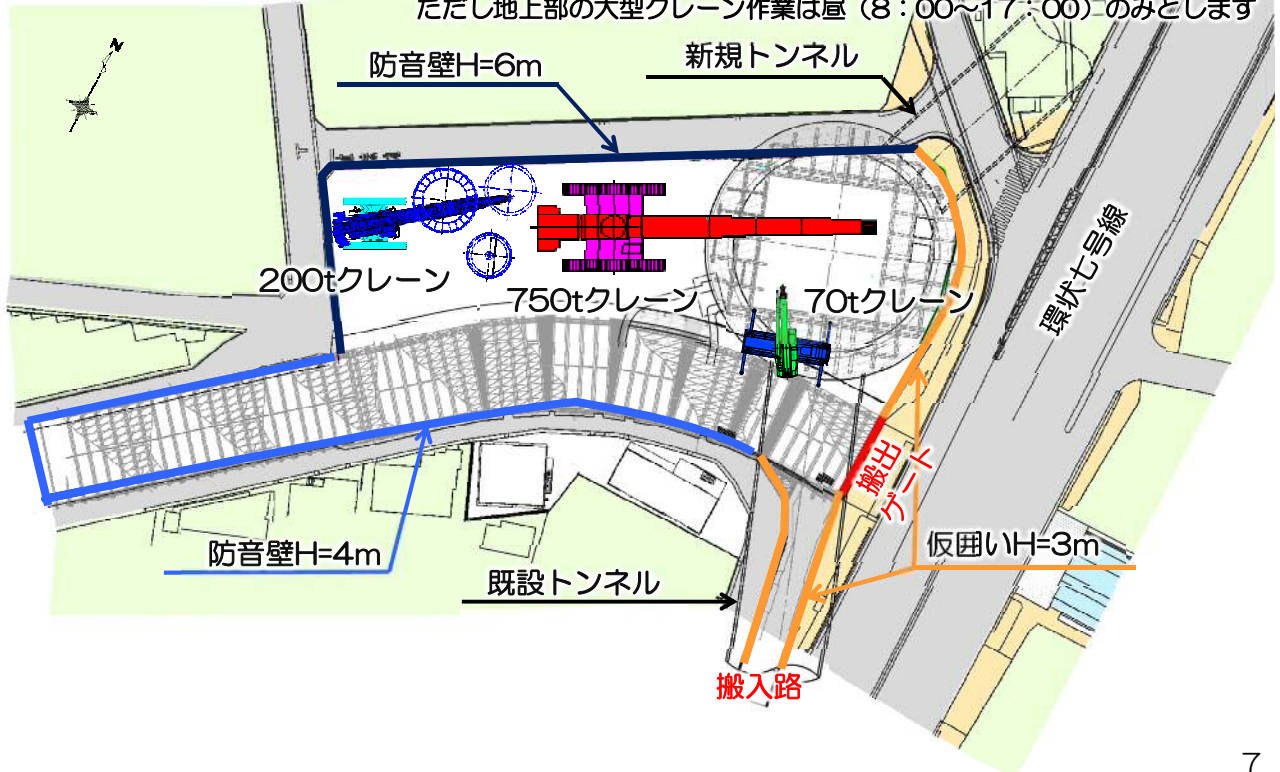
シールド工法 (シールドマシン)



施工基地の状況（シールドマシン組立）

令和元年5月～令和元年8月（昼夜間で作業実施）

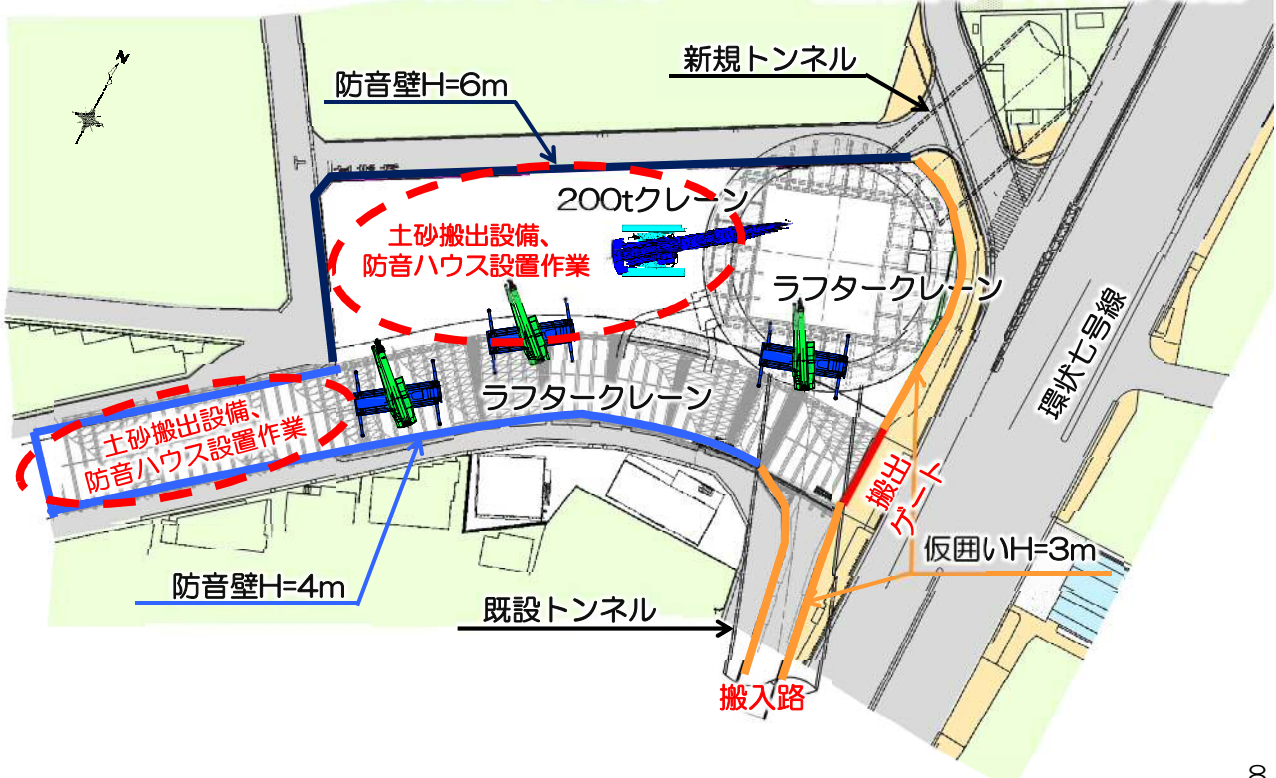
ただし地上部の大型クレーン作業は昼（8:00～17:00）のみとします



7

施工基地の状況（シールド設備組立）

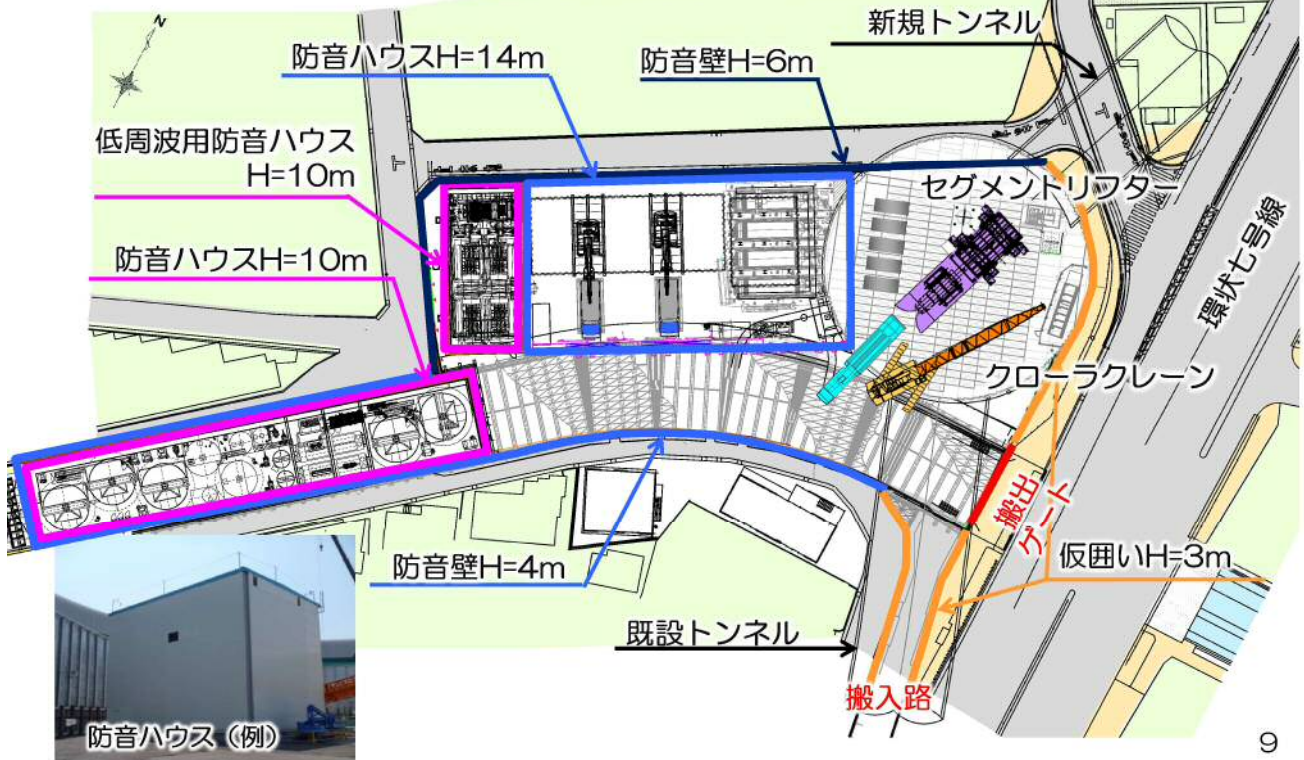
令和元年8月～令和2年3月（昼夜間で作業実施）



8

施工基地の状況（シールド基地として使用中）

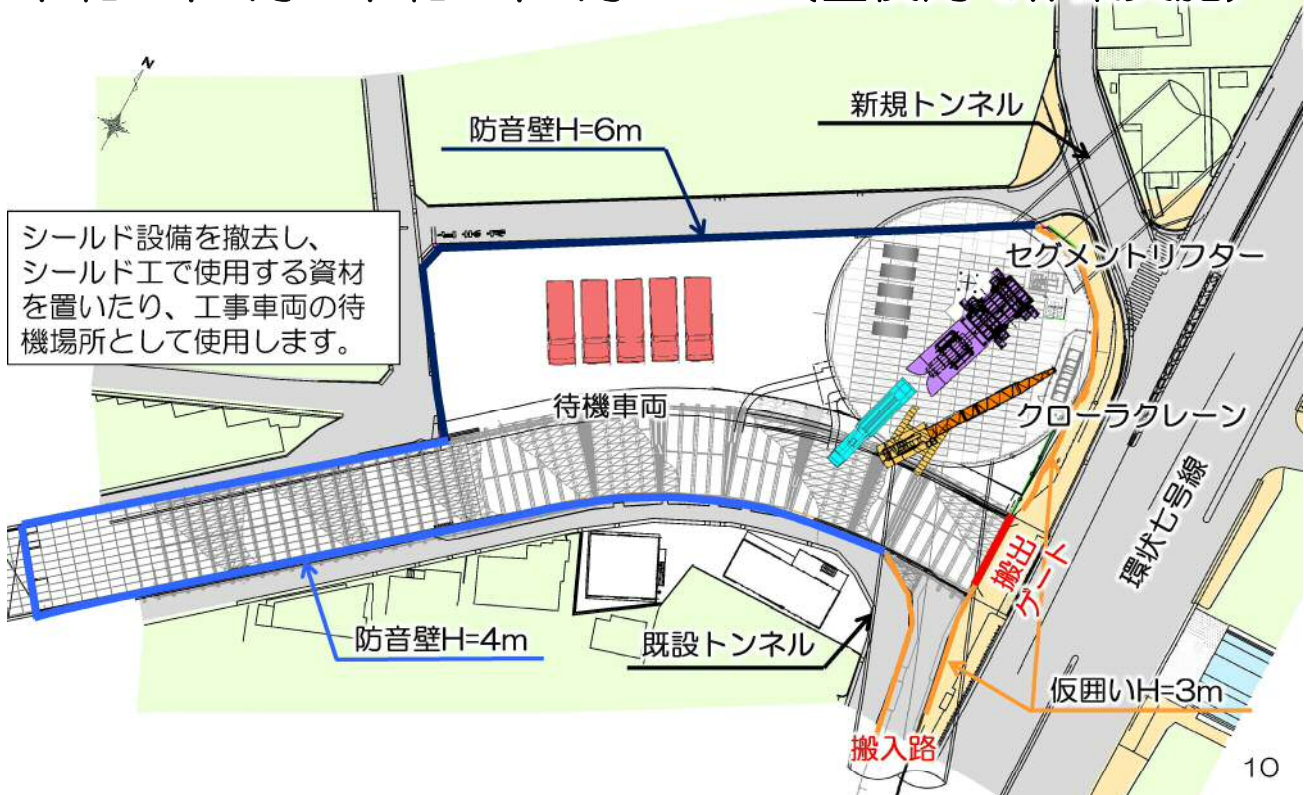
令和2年3月～令和3年6月（昼夜間で作業実施）



9

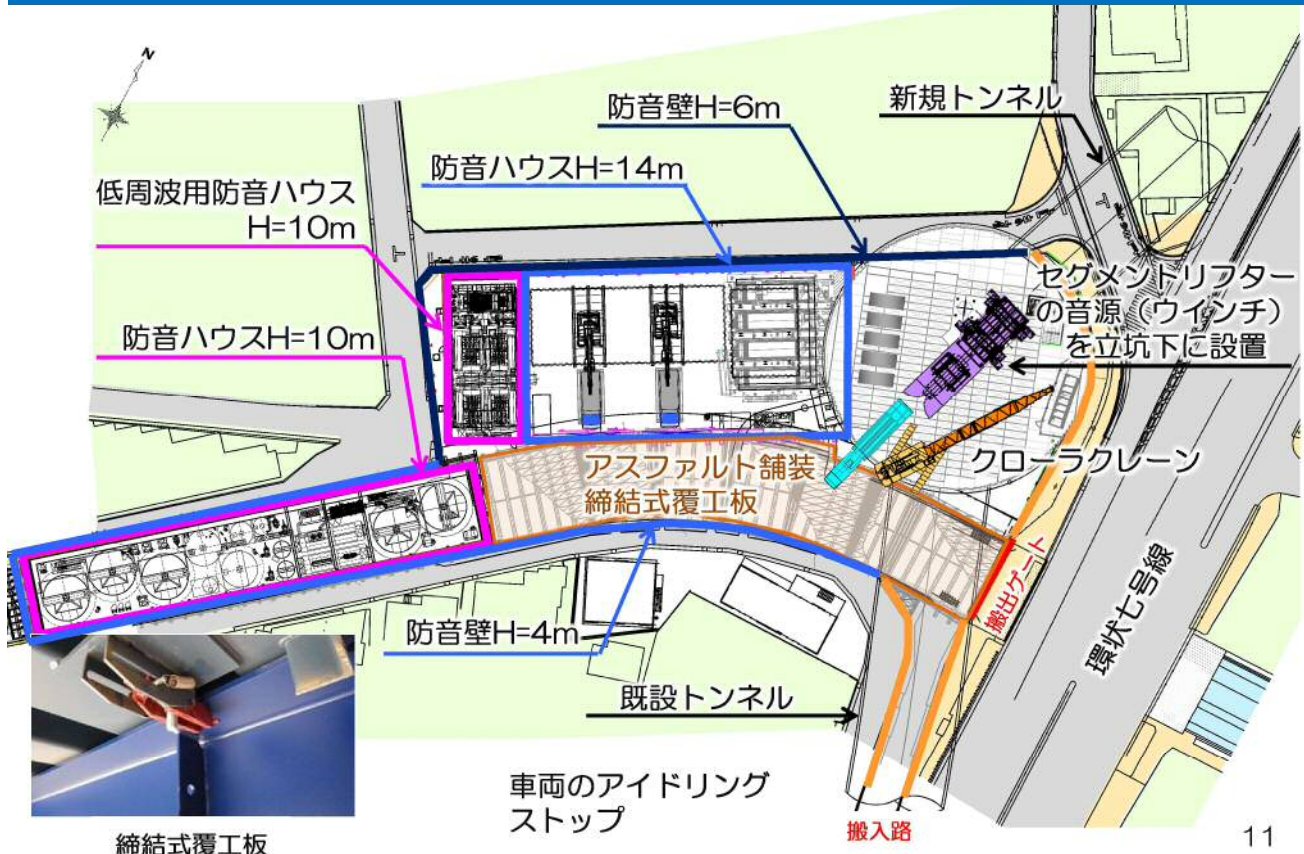
施工基地の状況（泥水処理設備移動後）

令和3年7月～令和5年3月（昼夜間で作業実施）



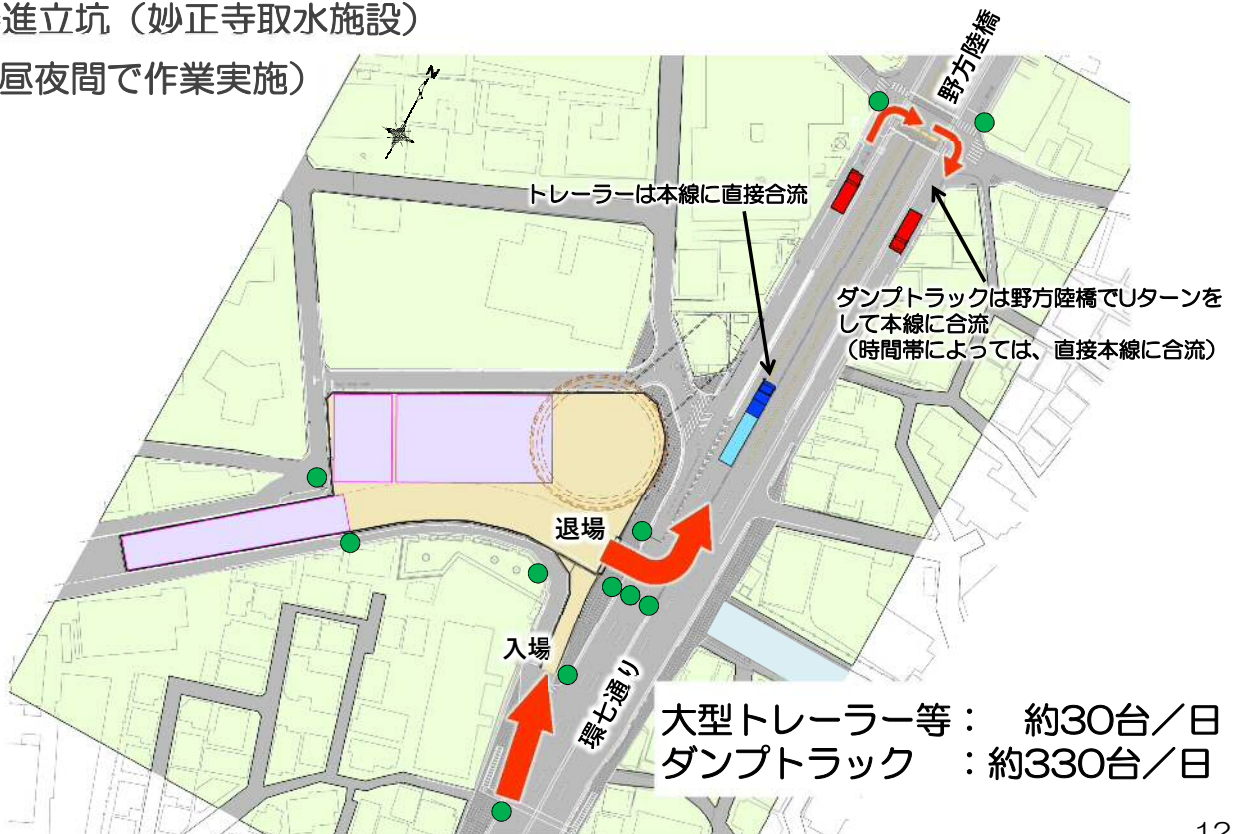
10

周辺環境対策



工事車両搬入出について

発進立坑（妙正寺取水施設）
（昼夜間で作業実施）



3. 家屋調査について

13

家屋調査とは

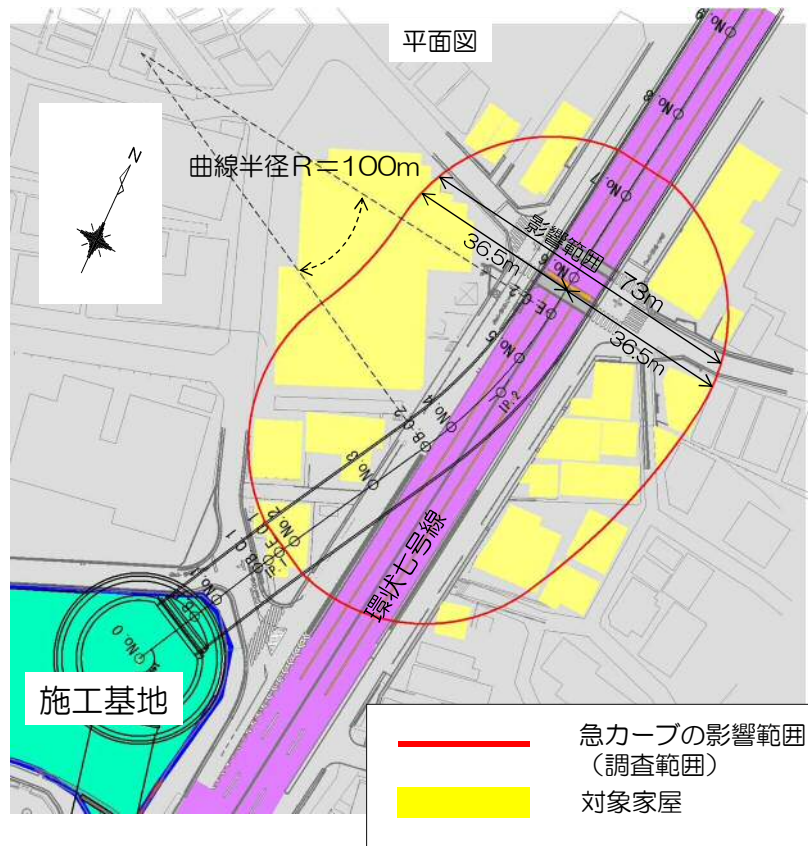
工事による近隣家屋への影響の有無について、
正確に判断する資料を得るため、
工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を
調査するものです。

→着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償します。

※調査を辞退された箇所は、損傷と工事の因果関係を立証することが出来なくなるため、ご自身で因果関係を証明して頂かない限り、賠償することができません。

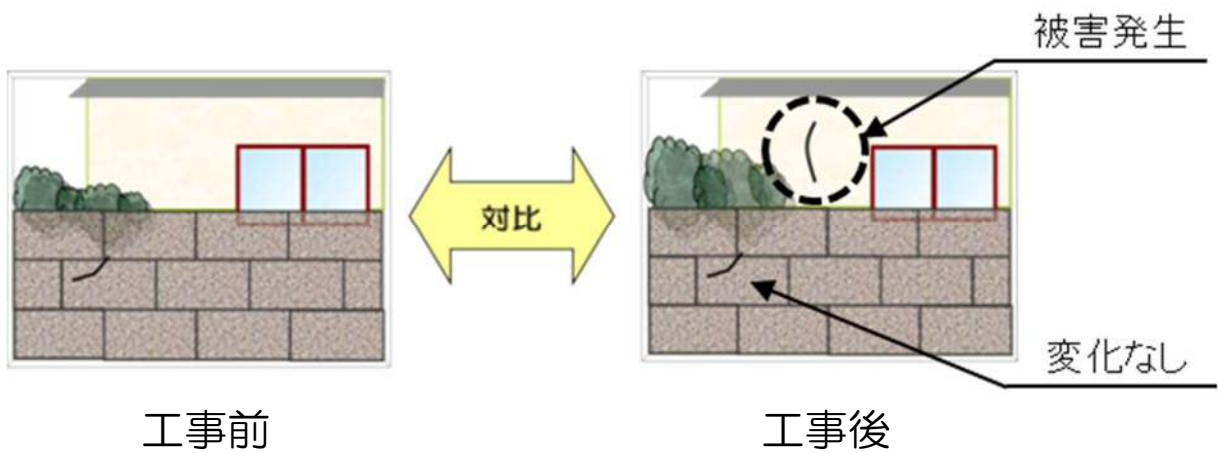
14

家屋調査の範囲について



15

家屋損害の補償について



16

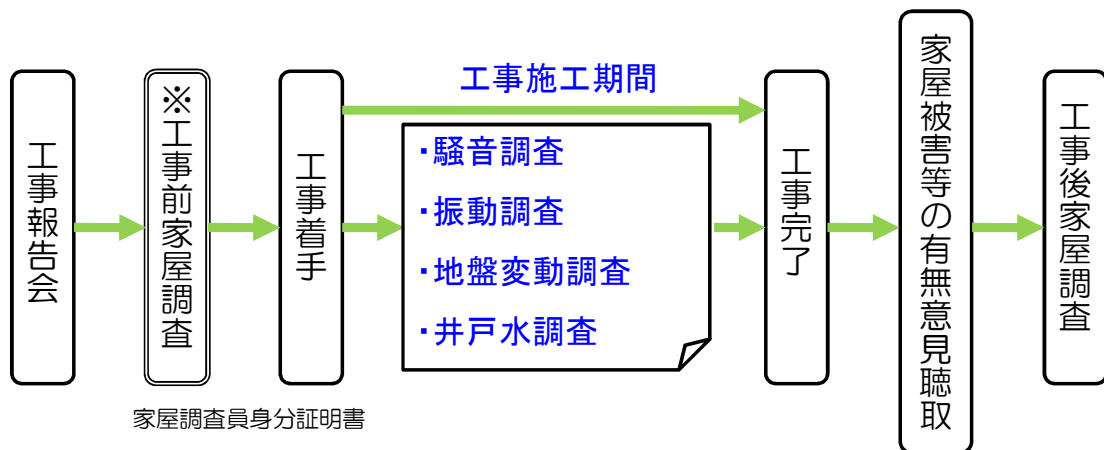
家屋調査の内容等

- 調査内容
- 屋内：柱や床の傾斜測定
壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
 - 屋外：壁や塀等の傾斜測定
土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



※調査の際には、皆様方のお立会いをお願いいたします。
 ※調査期間は、7月中旬～12月中旬を予定しています。
 ※撮影した写真を含む個人情報は厳重に管理いたします。
 ※調査結果については、ご要望があればお渡しいたします。

家屋調査手順について

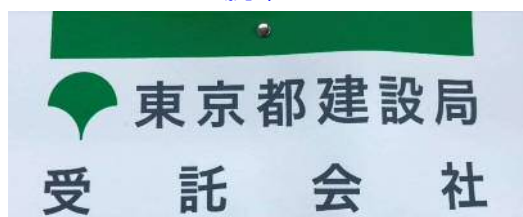


家屋調査員身分証明書

家屋調査員身分証明書

240建〇〇身新号	注意
身分証明書	
氏名	1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合に、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
昭和 年 月 日生	2. この証明書の記載事項は訂正しない・訂正したものは無効とする。
勤務先	3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
住所	4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都〇〇建設事務所長へ届けなければならない。
上記の者は東京都旅行の下記委託に従事する者であることを証明する。	5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都〇〇建設事務所長へ返還しなければならない。
1. 件名	
2. 委託場所	
3. 委託期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
東京都〇〇建設事務所長	公印

腕章



家屋損害賠償の手順について

工事後家屋調査 実施（外部への委託）

シールド通過後6か月後【令和3年3月頃(予定)】

工事後家屋調査 取りまとめ

工事による家屋被害の認定

家屋復旧調査

賠償額提示

交渉・賠償額のお支払い（金銭による賠償）

19

工事に伴う家屋調査と家屋損害賠償について 東京都第三建設事務所
工事第二課

はじめに

日頃より環状七号線地下広域調節池事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。工事は、近隣家屋へ影響を及ぼさないように十分留意して進めて参ります。ここでは、工事に伴う家屋調査と損傷があった場合の損害賠償についてご案内させていただきます。

家屋調査とは

工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償いたします。

【家屋への影響が想定される工事内容】

(例) 掘削、鋼矢板、支持杭打ち込み時の振動など

家屋調査の内容 別紙1

屋内：柱や床の傾斜測定、壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
屋外：壁や塀等の傾斜測定、土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）

※調査は、都が委託した民間の調査会社が行います。

※撮影した写真を含む個人情報 は厳重に管理致します。

注意事項

- ① 調査を辞退された箇所は、損傷と工事の因果関係を立証することが出来なくなるため、ご自身で因果関係を証明して頂かない限り、賠償することができません。
- ② 工事前家屋調査～家屋復旧調査の間に家屋等の補修・外壁の塗装などを行う際には、事前にご連絡ください。確認が出来ないまま家屋の補修等が実施され、損傷と工事の因果関係を立証できなくなった場合には、賠償することができません。
- ③ 家屋損害賠償は、金銭による賠償となります。また、損害賠償額は、被害を認定した時点の単価を用いて統一した基準により算定します。

家屋調査・家屋損害賠償の標準的な流れについて

工事完了～6か月 6～10か月 12か月 14～16か月 16か月～ ※2

家屋等の調査に伺います。

※1 工事の影響が複数の工事にまたがる場合には、影響する全ての工事が完了した時点となります。
 ※2 記載の期間はおよその目安です。対象件数、内容、規模によって変更となることがあります。

(問合せ先) 東京都第三建設事務所 工事第二課
 広域調節池工事総括担当 (03) 3387-6251 渉外担当 (03) 3387-2104

20

工事工程

工種	平成29年				平成30年				平成31年・令和元年				令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6
準備工 (妙正寺取水施設)	管理棟撤去他																									
栈橋設置工 (妙正寺取水施設)					搬入路整備 栈橋設置工																					
シールドトンネル					シールド機製作 シールド設備工				シールド機 組立工				掘削 準備工				トンネル掘削 (施工基地：中野区野方)				トンネル掘削 (施工基地：練馬区豊玉)				片付け	
									事前家屋調査								事後家屋調査									
中間立坑 (練馬区豊玉中二丁目)	準備				立坑構築				片付け																	
連絡管 (練馬区豊玉中二丁目)									準備				地盤改良				連絡管									

21

作業時間

現場作業は、昼夜で行います

作業時間は、原則 昼間 8:00～17:00

夜間 20:00～5:00とします

原則 日曜日は作業しません

22

連絡先

環状七号線地下広域調節池
(石神井川区間) 工事への
ご理解とご協力をお願い申し上げます。



東京都第三建設事務所
工事第二課 広域調節池工事担当
〒164-0001
東京都中野区中野4-8-1
TEL:03-3387-6251
FAX:03-3387-8851

たつざわ しのだ
担当：立澤、笹田



大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体
〒165-0034
東京都中野区大和町2-7
TEL:03-5356-7211
FAX:03-5356-7611

あらい たなか
担当：新井・田中



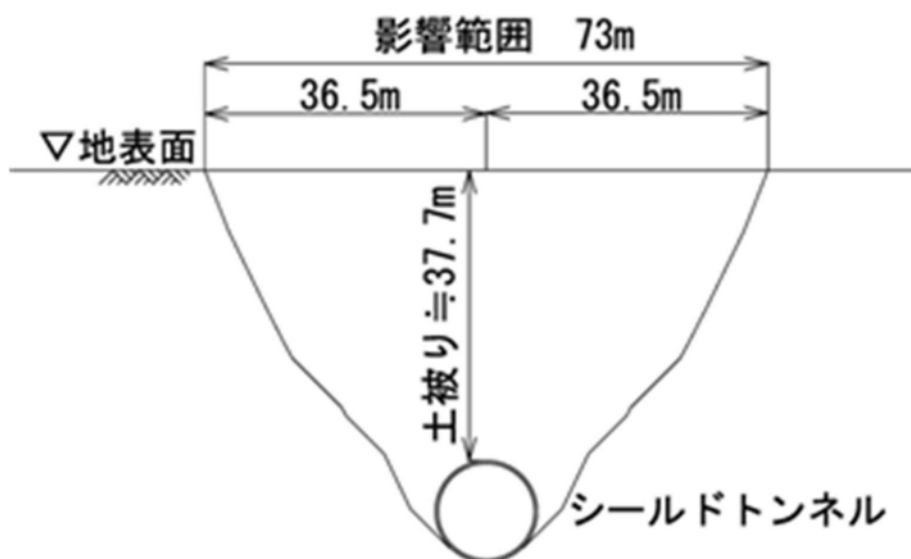
河川工事の情報はこちら

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/daisan0007.html>
※今後、工事の最新情報を逐次更新していきます。

環状七号線地下広域調節池 施工拠点の移動



家屋調査の範囲について（断面図）



影響範囲断面図

25

本日の工事報告会について

- 東京都では、台風や集中豪雨による水害から都民の生命と財産を守るため、河川の護岸や調節池などの整備による治水対策を進めています。
- 石神井川及び神田川流域では、1時間あたり75ミリの降雨に対応するため、都道目白通りと環七通りの地下に、河川の洪水を貯留する大規模なトンネル構造の調節池を整備する工事に着手しております。
- 本日の工事報告会は、この調節池の整備にあたり、工事場所周辺にお住まいの皆様に、工事についてご理解頂くことを目的としています。

26

はじめに

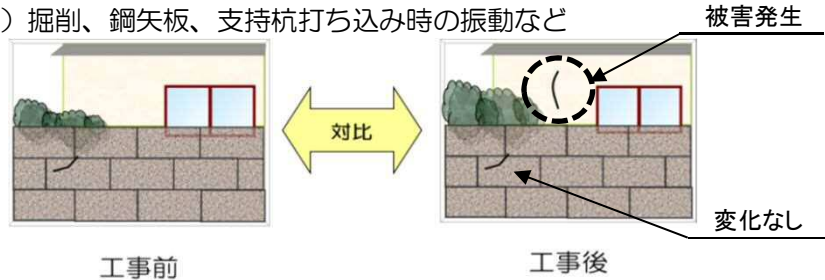
日頃より環状七号線地下広域調節池事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。工事は、近隣家屋へ影響を及ぼさないように十分留意して進めて参ります。ここでは、工事に伴う家屋調査と損傷があった場合の損害賠償についてご案内させていただきます。

家屋調査とは

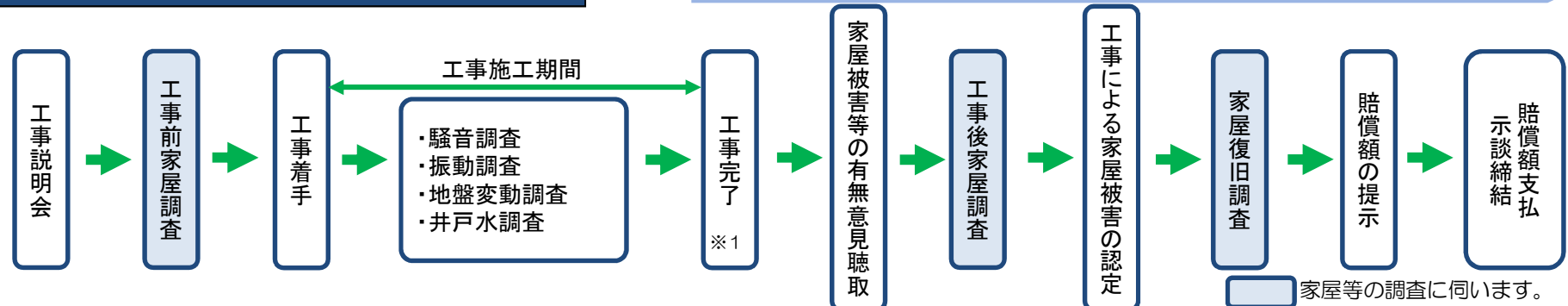
工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償いたします。

【家屋への影響が想定される工事内容】

(例) 掘削、鋼矢板、支持杭打ち込み時の振動など

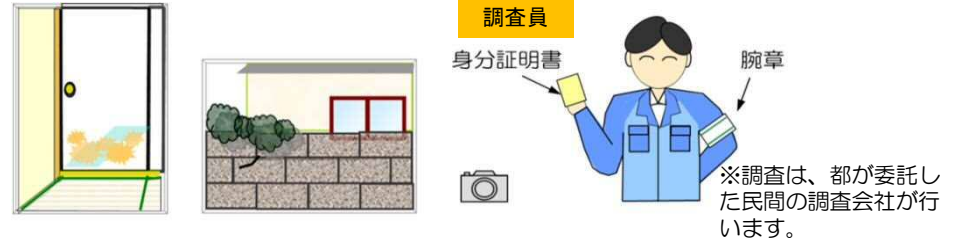


家屋調査・家屋損害賠償の標準的な流れについて



家屋調査の内容

屋内：柱や床の傾斜測定、壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
屋外：壁や塀等の傾斜測定、土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



※撮影した写真を含む個人情報 は 厳重に管理致します。

注意事項

- ① 調査を辞退された箇所は、損傷と工事の因果関係を立証することが出来なくなるため、ご自身で因果関係を証明して頂かない限り、賠償することができません。
- ② 工事前家屋調査～家屋復旧調査の間に家屋等の補修・外壁の塗装などを行う際には、事前にご連絡ください。確認が出来ないまま家屋の補修等が実施され、損傷と工事の因果関係を立証できなくなった場合には、賠償することができません。
- ③ 家屋損害賠償は、金銭による賠償となります。また、損害賠償額は、被害を認定した時点の単価を用いて統一した基準により算定します。

※1 工事の影響が複数の工事にまたがる場合には、影響する全ての工事が完了した時点となります。

※2 記載の期間はおよその目安です。対象件数、内容、規模によって変更となることがあります。

(問合せ先) 東京都第三建設事務所工事第二課

広域調節池工事総括担当(03)3387-6251 渉外担当(03)3387-2104